

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会特別措置法（仮称）について

<特措法規定事項>

1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

（第2条～第12条関係）

内閣に、本部長（内閣総理大臣）、副本部長（官房長官及びオリンピック・パラリンピック担当大臣）、本部員（すべての国务大臣）をもって組織される「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を置くこととするもの。

本部は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本方針の案の作成及び基本方針の実施の推進等を所掌事務とする。

2 基本方針（第13条関係）

基本方針には、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置に関する計画等を定める。

3 国有財産の無償使用（第14条関係）

大会の開催に必要な競技施設等に供するため、国有財産（陸上自衛隊朝霞訓練場（防衛省）、皇居外苑及び北の丸公園（環境省）ほか）の無償使用を可能とするもの。

4 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第15条関係）

「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に規定する寄附金付郵便葉書等について、「組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てること」を寄附目的として発行することを可能とするもの。

5 組織委員会への国の職員の派遣（第16条～第27条関係）

大会の準備及び運営を支援するため、組織委員会の要請に応じて組織委員会に国の職員を派遣できることとし、国家公務員共済組合法や国家公務員退職手当法等にかかる特例等、国の職員の派遣に関して必要な規定を整備する。

6 組織委員会役職員の刑法その他の罰則適用の特例（第28条関係）

組織委員会の業務の公益性に鑑み、その役員及び職員は、刑法その他の罰則（贈収賄罪、公務執行妨害罪、公文書偽造罪等）の適用については、公務に従事する職員とみなすもの。

7 その他（附則で規定）（附則第1条～第2条関係）

（1）施行期日

公布日から1カ月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

（2）内閣法の一部改正

復興庁の廃止までは、17人が上限の国务大臣の数を19人とし、復興庁の廃止後は、17人が上限の国务大臣の数を18人とする。

○スケジュール案

2月下旬 閣議決定